入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年4月25日

支出負担行為担当官

北海道森林管理局長　新島　俊哉

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　01

1　調達内容

⑴　品目分類番号　78

⑵　購入等件名及び数量　産業廃棄物処理業務一式

⑶　調達案件の仕様等　仕様書及び北海道森林管理局競争契約入札心得（以下､「入札心得」）による。

⑷　履行期限　平成32年３月13日

⑸　履行場所　檜山森林管理署管内

⑹　入札方法　入札者は、上記１の⑵の総価を入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成31・32・33年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において､「A」､「B」､「C」又は「D」の等級に格付けされている、北海道地域の競争参加有資格者であること。

⑷　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第６項の規定に基づき、次に掲げるすべての産業廃棄物を事業範囲とする産業廃棄物処分業の許可を有している者であること。ただし、共同企業体を結成する場合にあっては、次に掲げる産業廃棄物のいずれかを事業範囲とする産業廃棄物処分業の許可を構成員のいずれかの者が有し、すべての産業廃棄物を事業範囲とすることを満たしていること。

①　汚泥

②　廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）

③　金属くず（自動車等破砕物を除く。）

⑸　廃棄物処理法第14条第１項の規定に基づき、上記２の⑷に掲げるすべての産業廃棄物を事業範囲とする北海道知事及びその産業廃棄物の中間処理を行う施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の産業廃棄物収集運搬業の許可を有している者であること。ただし､共同企業体を結成する場合にあっては、上記２の⑷に掲げる産業廃棄物のいずれかを事業範囲とする北海道知事又はその産業廃棄物の中間処理を行う施設の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の産業廃棄物収集運搬業の許可を構成員のいずれかの者が有し、すべての産業廃棄物を事業範囲とすることを満たしていること。

⑹　会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

⑺　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑻　北海道森林管理局長から､物品の製造契約､物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成27年４月16日付け27北経第26号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、及び問い合わせ先

〒064―8537 北海道札幌市中央区宮の森３条７丁目70番　北海道森林管理局計画保全部保全課　村井　義明　電話011―622―5250

⑵　入札、開札の日時及び場所　平成31年６月21日午前10時　持参または郵送（書留郵便に限る。）すること。（郵便による入札の受領期限については、平成31年６月20日午後５時　上記３の⑴あて。）北海道森林管理局３階大会議室

4　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、仕様書及び入札心得に示す実績証明書類及び２の⑶の資格を証明する資格審査結果通知書（写）を平成31年５月28日午後５時までに上記３の⑴に示す場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該証明書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。当該証明書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した者の入札及び入札心得第７条の規定に違反した者の入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した調達案件を履行できると支出負担行為担当官が判断した証明書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑺　手続における交渉の有無　無。

⑻　その他詳細は入札心得による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiya Niijima, Director General of Hokkaido Regional Forest Office

⑵　Classification of the services to be procured : 78

⑶　Nature and quantity of the services to be required : A complete set of Organochlorine pesticides Management Service

⑷　Fulfillment period : 13 March, 2020

⑸　Fulfillment place : Hiyama District Forest Office's area of jurisdiction

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minos, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have the Grade "A", "B", "C" or "D" in terms of qualification "Provision of services" for participating in tenders by Organizations in Hokkaido area related to Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019, 2020, and 2021.

④　get the permission of industrial waste disposal service that managing the following industrial wastes in accordance with Paragraph 6 of Article 14 of "Waste Management and Public Cleansing Law".

(a)　Sludge

(b)　Waste plastics

(c)　Scrap metal